

定 款

社団法人 都市計画コンサルタント協会

〒102-0093

東京都千代田区平河町 2-12-18

電話 (03) 3261-6058

FAX (03) 3261-5082

社団法人 都市計画コンサルタント協会定款

昭和 49 年 5 月 28 日 制定

平成 10 年 8 月 12 日 改正

平成 23 年 1 月 26 日 改正

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人都市計画コンサルタント協会（以下「本会」という。）という。

(事 務 所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区平河町 2 - 1 2 - 1 8 に置く。

2 . 本会は総会の議決により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、都市計画技術の向上並びに都市計画コンサルタント業務の健全な発展を図り、都市計画事業の進歩発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 都市計画コンサルタント業務の進歩改善並びに技術の向上に

関する調査研究

- (2) 都市計画コンサルタント業務に関し、関係官公庁に対する建議
- (3) 都市計画コンサルタント業務の指導、相談並びに受託
- (4) 都市計画コンサルタント業務に関する講演会、講習会、研修会及び見学会の開催
- (5) 都市計画コンサルタント業務に関する資料の収集及び情報の交換
- (6) 都市計画コンサルタント業務に関する広報、宣伝並びに会報その他印刷物の刊行及び頒布
- (7) 都市計画コンサルタント業務に関する国際協力
- (8) その他本会の目的を達成するために、必要な事業

第 3 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は次のとおりとし、正会員及び特別会員（以下「本会員」という。）をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 都市計画及び地方計画に関するコンサルタント業務を営み、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）をしている法人
- (2) 特 別 会 員 学識経験者で、総会において推せんされた者
- (3) 準 会 員 都市計画及び地方計画に関するコンサルタント業務又はこれと密接な関係を有する専門業務を営む法人又は個人

(4) 賛助会員 本会の目的及び事業を賛助し、又は後援する法人、
個人及び団体

(入 会)

第 6 条 本会の正会員、準会員又は賛助会員となろうとする者は、別に定める入会申込書その他必要書類を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入 会 金)

第 7 条 前条の承認を得た正会員及び準会員は、総会において定める入会金を速やかに納入しなければならない。

(会 費)

第 8 条 正会員、準会員及び賛助会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 9 条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき

(4) 除名されたとき

2. 正会員は、建設コンサルタント登録（都市計画及び地方計画部門）を削除されたときは、その資格を失う。

(退 会)

第 10 条 会員が退会しようとするときは、理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。退会届が受理されたときから会

員としての資格を失う。ただし、会費を完納したうえでなければならない。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において出席した本会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて除名することができる。この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会員としての義務に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の設立趣旨に反する行為をしたとき
- (3) 会費を、2 年以上滞納したとき

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の金品は、いかなる理由があっても返還しない。

第 4 章 役 員

(種別及び員数)

第 13 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
専務理事	1 名
理 事	10 名以上 15 名以内
	(会長、副会長及び専務理事を含む。)
監 事	2 名以内

(選 任)

第 14 条 理事及び監事は本会員のうちから、総会において、選任する。ただし、理事のうち 8 名以内は会員以外の者から選任することができる。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。
3. 理事及び監事は、相互に、これを兼ねることはできない。
4. 理事に異動があったときは、2 週間以内に登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
5. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(職 務)

第 15 条 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位で、その職務を代行し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
3. 理事は、理事会を構成し、その議決並びに総会の議決に基づいて会務を執行する。
4. 専務理事は、会長、副会長を補佐して、会務を処理する。
5. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は国土交通大臣に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会若しくは理事会の招集を請求し、又は総会若しくは理事会を招集すること

(任 期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 . 役員は再任されることができる。

3 . 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するときは総会において出席した本会員総数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(補欠選任)

第 18 条 役員に欠員を生じ、理事会が必要と認めたときは、第 14 条の規定により、選任するものとする。

(報 酬 等)

第 19 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2 . 役員には費用を弁償することができる。

3 . 前 2 項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 顧 問

(顧問)

第 20 条 本会に、顧問を置くことができる。

2 . 顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 . 顧問は、本会の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

4 . 顧問に関する必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第 6 章 会 議

(種別)

第 21 条 会議は、総会及び理事会とし、総会を通常総会及び臨時総会に分ける。

(構成)

第 22 条 総会は、本会員をもって構成する。

2 . 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 . 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- (2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回年度終了後、2 月以内に開催する。

2 . 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は本会員の 5 分の 1 以上、若しくは監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3 . 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、開催する。

(招 集)

第 25 条 会議は、会長が招集する。

2 . 総会を招集するには、本会員に対し、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開会の日 10 日以前に文書で通知しなければならない。

3 . 理事会を招集するには、会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開会の日 7 日以前に文書で通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議 長)

第 26 条 議長は、総会においては出席本会員の中から選出し、理事会においては会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第 27 条 会議は、総会においては、本会員の 3 分の 2 以上、理事会においては、理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 28 条 総会の議事は、この定款に別に規定するもののほか、出席本会員の過半数の同意をもって決する。

2. 理事会の議事は、理事の過半数をもって決する。

3. 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決等)

第 29 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない本会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理として、表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 事 録)

第 30 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 本会員又は理事の現在数

(3) 会議に出席した本会員又は理事の数（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席した本会員又は理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 名以上が署名及び押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入 会 金
- (2) 会 費
- (3) 寄 附 金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第 32 条 資産は、総会の議決を得て、会長が管理する。

(経費の支弁)

第 33 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(特別会計)

第 34 条 本会は、必要があるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(事業計画及び予算)

第 36 条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、総会において出席本会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(暫定予算)

第 37 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じ収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席本会員の 3 分の 2 以上の議決を経て、その事業年度終了後 3 月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。

(長期借入金)

第 39 条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において出席正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣に届けなければならない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、総会において、本会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 41 条 本会は総会の議決その他法令で定められた事由により、解散する。

2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、本会員総数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、国土交通大臣の認可を得なければならない。

3. 解散のときに存する残余財産は、総会において本会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、国土交通大臣の許可を受けて、類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第 9 章 事 務 局

(事 務 局)

第 42 条 本会に、本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び職員若干名を置く。
3. 事務局長及び職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。
4. 事務局長は、専務理事をもって充てることができる。
5. 事務局長及び職員は、有給とする。
6. 前 5 号に定めるもののほか、事務局に関する事項は会長が理事会の同意を得て、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 43 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿及び書類

第 10 章 雑 則

(委員会及び委員)

第 44 条 本会は、業務執行上必要に応じ理事会の議決を得て、委員会を設けることができる。

2. 委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(委 任)

第 45 条 この定款の施行についての必要な事項は、会長が総会の議決を得て、別に定める。

附 則

1. 本会の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立許可後はじめて開かれる通常総会の日までとし、専務理事については、同条第 2 項の規定にかかわらず、昭和 52 年 8 月 31 日までとする。
2. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 22 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
3. 本会の設立当初の会計年度は、第 34 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 50 年 3 月 31 日までとする。
4. この定款の変更は、平成 22 年 6 月 1 日より施行する。